

## 青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を定めるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「25,900円」を「27,000円」に改め、同項第2号中「38,000円」を「39,600円」に改め、同項第3号中「40,300円」を「42,000円」に改め、同項第4号中「49,000円」を「51,000円」に改め、同項第5号中「57,600円」を「60,000円」に改め、同項第6号中「63,900円」を「66,000円」に改め、同号ア中「合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。

以下この項において同じ。)」を加え、同項第7号中「76,000円」を「79,200円」に改め、同号ア中「190万円未満」を「200万円未満」に改め、同項第8号中「93,900円」を「97,800円」に改め、同号ア中「290万円未満」を「300万円未満」に改め、同項第9号中「95,600円」を「99,600円」に改め、同項第10号中「109,400円」を「114,000円」に改め、同項第11号中「119,800円」を「124,800円」に改め、同項第12号中「126,700円」を「132,000円」に改め、同項第13号中「135,400円」を「141,000円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「23,000円」を「24,000円」に改める。

第14条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

付則第6条第1項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの保険料については、なお従前の例による。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

平成30年度から3か年の第7期青梅市介護保険事業計画にもとづいて想定される保険給付に要する費用等に照らし、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、介護保険料の段階の判定に用いる基準を改めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料率の改定（第3条関係）

所得段階の判定基準を改めるとともに、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を次のとおり定める。

所得段階	基準額に対する割合	対象者	保険料率（円）	
			改定後	現 行
第1	基準額 ×0.45	生活保護受給者 市民税世帯非課税者で老齢福祉年金を受給している者 市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の者	<u>27,000</u>	<u>25,900</u>
第2	基準額 ×0.66	市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超え120万円以下の者	<u>39,600</u>	<u>38,000</u>
第3	基準額 ×0.70	市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える者	<u>42,000</u>	<u>40,300</u>
第4	基準額 ×0.85	本人は市民税非課税者であるが世帯員に市民税課税者がいる者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の者	<u>51,000</u>	<u>49,000</u>

第 5	基準額 ×1.00	本人は市民税非課税者であるが世帯員に市民税課税者がいる者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超える者	<u>60,000</u>	<u>57,600</u>
第 6	基準額 ×1.11	市民税課税者で、合計所得金額120万円未満の者	<u>66,600</u>	<u>63,900</u>
第 7	基準額 ×1.32	市民税課税者で、合計所得金額120万円以上 <u>200万円未満（現行190万円未満）</u> の者	<u>79,200</u>	<u>76,000</u>
第 8	基準額 ×1.63	市民税課税者で、合計所得金額 <u>200万円以上（現行190万円以上）</u> <u>300万円未満（現行290万円未満）</u> の者	<u>97,800</u>	<u>93,900</u>
第 9	基準額 ×1.66	市民税課税者で、合計所得金額 <u>300万円以上（現行290万円以上）</u> 400万円未満の者	<u>99,600</u>	<u>95,600</u>
第 10	基準額 ×1.90	市民税課税者で、合計所得金額400万円以上600万円未満の者	<u>114,000</u>	<u>109,400</u>
第 11	基準額 ×2.08	市民税課税者で、合計所得金額600万円以上800万円未満の者	<u>124,800</u>	<u>119,800</u>
第 12	基準額 ×2.20	市民税課税者で、合計所得金額800万円以上1,000万円未満の者	<u>132,000</u>	<u>126,700</u>
第 13	基準額 ×2.35	市民税課税者で、合計所得金額1,000万円以上の者	<u>141,000</u>	<u>135,400</u>

(2) 平成30年度から平成32年度までの各年度における所得段階第1における改定後の保険料率は、前記(1)にかかわらず24,000円とする。(第3条関係)

(3) 第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額ならびに公的年金等にかかる雑所得を控除した額を用いることとする。(第3条関係)

(4) その他所要の規定の整備

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）

改正後	現行	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>39,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>51,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>60,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>66,600円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）<u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>97,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>25,900円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>40,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>57,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>63,900円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。） _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____が120万円</p> <p>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>76,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>93,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>290万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	

<p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>99,600円</u> アおよびイ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>114,000円</u> アおよびイ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>124,800円</u> アおよびイ 略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>132,000円</u> アおよびイ 略</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>141,000円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,000円</u>とする。</u></p> <p>第14条 市は、被保険者、被保険者 _____ の配偶者もしくは被保険者 _____ の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者またはこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>95,600円</u> アおよびイ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>109,400円</u> アおよびイ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>119,800円</u> アおよびイ 略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>126,700円</u> アおよびイ 略</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>135,400円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる<u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,000円</u>とする。</u></p> <p>第14条 市は、被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者もしくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者またはこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	
<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>		